マニュライフ・ 新グローバル配当株ファンド(毎月分配型)

追加型投信/内外/株式



【ご留意いただきたい事項】

- 投資信託は、預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動リスクがあり、お受取金額が投資元本を大きく下回ることがあります。したがって投資元本および運用成果が保証されているものではありません。
- ご購入に際しては、購入時手数料(2.268%(税込))および保有期間中の運用管理費用(信託報酬)等の費用がかかります。
- ご購入に際しては、必ず最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」により商品内容をご確認の上、ご自身でご判断下さい。

インターネットバンキング専用ファンド お申込み・販売会社は



三菱UFJ銀行

株式会社三菱UFJ銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号

加入協会:日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当行の苦情処理措置および紛争解決措置は

一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん 相談センターを利用します。

全国銀行協会相談室:0570-017109/03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター:0120-64-5005 受付時間:月~金曜日/9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く) 設定・運用は

Manulife Asset Management...

マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号 加入協会:一般社団法人投資信託協会

- 一般社団法人日本投資顧問業協会
- 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

マニュライフ・新グローバル配当株ファンド(毎月分配型)

世界各国の様々な業種の企業から、 株主還元*に積極的な企業

を選別して投資します。





*株式会社が営業活動によって得た利益の一部を、出資者である株主に還元(返還)することをいいます。代表的なものに、配当金の支払いや自社株買いがあります。

当ファンドが注目する株主還元策



好水準の配当

配当は株主が企業に投資したことに対する利益の分配です。

配当は企業の利益から支払われるものですので、好水準の配当を連続して行う企業は、一般的には安定して利益を生み出す能力を有していると判断され、株式市場では高く評価されます。



2 自社株買い

企業が自らの資金を使って、自社の株式を買い戻すことを言います。 買い入れた自社株を消却して発行株式数を減少させることで、1株当たり利益を増加させることができるほか、保有を継続した後に売却し、 売却代金を買収資金や事業資金に充てるなどの財務戦略に活用します。



3負債の削減

企業が事業を行う上で使う資金は、概ね株主の出資金と借入金に分類されます。企業の有利子負債(借入金)が削減されると、貸し手に支払う利息の負担が軽減され、企業の財務体質の強化に繋がります。また、株主に還元される企業の利益は増加することになります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。 「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認下さい。



好水準の配当

好水準の配当を連続して行う企業は、一般的には安定して利益を生み出す能力を 有していると判断され、株式市場では高く評価されてきました。

米国と欧州の配当貴族指数の推移(2008年8月末~2018年8月末、月次)



※指数はそれぞれ配当込み。S&P500配当貴族指数、S&P500種指数は米ドルベース。S&Pヨーロッパ350配当貴族指数、S&Pヨーロッパ350指数はユーロベース。

出所:ブルームバーグのデータをもとにマニュライフ・アセット・マネジメント株式会社が作成



2 自社株買い

自社株買いを積極的に行う企業は、自社株を消却して発行株式数を減少させることで、 1株当たり利益が増加することから、株式市場では高く評価されてきました。

米国と欧州の自社株買い指数の推移(2008年8月末~2018年8月末、月次)



※指数はそれぞれ配当込み。S&P500自社株買い指数、S&P500種指数は米ドルベース。S&Pヨーロッパ350自社株買い指数、S&Pヨーロッパ350指数はユーロベース。

出所:ブルームバーグのデータをもとにマニュライフ·アセット·マネジメント株式会社が作成

※当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。 「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認下さい。



3 負債の削減

先進国企業は継続した利益拡大に努めるとともに、負債を減少させてきました。

先進国企業*の純負債の推移(2007年12月~2018年6月末、四半期、1株当たりの数値)



*MSCIフールドインテックスの構成動物 出所:ブルームバーグのデータをもとにマニュライフ・アセット・マネジメント株式会社が作成

ファンドの運用実績

■ 設定来の基準価額と分配金(1万口当たり、税引前)の推移(2018年9月10日時点)



※基準価額、基準価額(分配金込み)は、信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。※基準価額(分配金込み)は、税引き前分配金を全額再投資したものとして計算しています。また、換金時の費用、税金等は考慮しておりません。※2010年12月に初回の分配を行いました。※収益分配は一定の金額をお約束するものではなく、分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。※分配実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。※上記は過去の実績であり、将来のファンドの運用成果を示唆・保証するものではありません。

※当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。 「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認下さい。

ファンドの特色 (詳細は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認下さい。)

- 好水準の配当金など、株主還元を積極的に行う企業に投資します。
- ●企業のキャッシュフロー分析を通じて、安定的な収益基盤を持ち、豊富な手元資金を株主還元に活用している 企業を選別します。
- ●当ファンドが着目する株主還元は、①好水準の配当金、②自社株買い、③負債の削減です。
- 2 世界各国の様々な業種の企業から、株主還元に積極的な企業を選別します。
- 毎月決算を行い、安定した分配をめざすとともに、年4回のボーナス分配を めざします。
- ●毎月10日の決算時(休業日の場合は翌営業日とします。)に、配当等収益を中心に安定した分配をめざします。
- ●また、3月、6月、9月および12月の決算時には、配当等収益に加えて、売買益(評価益を含みます。)を加えたボーナス 分配を行うことをめざします。



四半期ごとのボーナス分配をめざします。

※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

委託会社、運用権限の委託先会社について

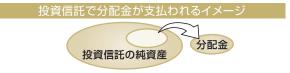
- ●マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社は、カナダを本拠にグローバルに金融サービスを展開するマニュライフ・グループの一員として、日本で投資信託サービスを提供しています。
- ●マザーファンドの運用にあたっては、エポック・インベストメント・パートナーズ・インクに運用指図に関する 権限の一部を委託します。



* 2018 年 6 月末現在の為替レートで換算。株式時価総額はマニュライフ・ファイナンシャル社(カナダ・トロント証券取引所) 出所:マニュライフ・ファイナンシャル・グループ(2018 年 6 月末現在)

収益分配金に関する留意事項

■投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額 相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定 したものではありません。



■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。 その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

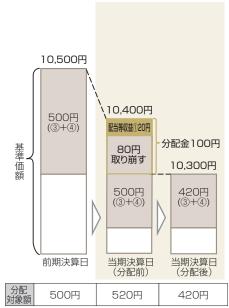
- ●期中収益に該当する部分:①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益·評価益(経費控除後)
- 期中収益に該当しない部分:③分配準備積立金
- ④ 収益調整金

(1)計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

(2)計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

10,600円 期中収益 分配金100円 100円 10,500円 10.500円 500円 500円 500円 (3+4)(3+4)(3+4)基準 基準価 苮 前期決算日 当期決算日 当期決算日 (分配前) (分配後) 500円 600円 500円

ケースB 前期決算から基準価額が上昇した場合 10,550円 10,500円 50H 分配金100円 50円 取り崩す 10,450円 500円 500円 450円 (3+4)(3+4)(3+4)前期決算日 当期決算日 当期決算日 (分配前) (分配後) 500円 450円



ケースC 前期決算から基準価額が下落した場合

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

550円

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。

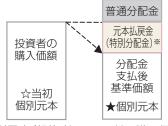
プースB]:分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

プースC :分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

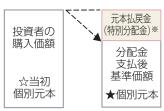
- ☆A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果と なっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の 増減額」の合計額でご判断下さい。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は 実質的に元本の一部払戻し とみなされ、その金額だけ 個別元本が減少します。 また元本払戻金(特別分配 金)部分は非課税扱いと なります。



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 :個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。 (特別分配金)

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧下さい。

「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認下さい。

投資リスク(詳細は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認下さい。)

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は その影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、 当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、 当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの組入資産の価格が予想外に下落し、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。新興諸国や地域によっては、政治・経済情勢が不安定となったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が大幅に変更されることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

[※] 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

リスク管理体制

投資信託説明書(交付目論見書)をご覧下さい。

【当資料に関してご留意いただきたい事項】

- 当資料は、マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます)が、当ファンドの投資判断の参考となる情報提供を目的として作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料(目論見書)ではありません。
- 当資料記載のデータや見通し等は、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- ●当資料は、信頼できると考えられる情報をもとに作成しておりますが、正確性、適時性を保証するものではありません。
- ●当資料の内容は、作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- ●各指数に関する著作権等の知的財産、その他一切の権利は、各々の開発元または公表元に帰属します。
- ●当資料に関する一切の権利は、引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部または全部の無断での使用・複製はできません。

マニュライフ・ 新グローバル配当株ファンド (毎月分配型)

購

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認下さい。

お申込メモ

*三菱UFJ銀行でお申込みの場合

購入単位 分配金再投資コース(累積投資コース):1万円以上1円単位 くわしくは三菱UFJ銀行のホームページをご覧下さい。 *購入単位には購入時手数料(税込)が含まれます。

入 価 額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

購入代金 三菱UFJ銀行の定める期日までにお支払い下さい。

換金単位 1円以上1円単位、または1口以上1口単位、または全部。

換 金 価 額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換 金 代 金 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目にお支払いします。

購 入 ・ 換 金 ●ニューヨーク証券取引所休業日

申 込 不 可 日 ●ニューヨークの銀行休業日

※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

申 込 締 切 時 間 原則として、午後3時までに受付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。

換金制限ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。

信 託 期 間 原則として、無期限です。(2010年8月31日設定)

決 算 日 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。

収益分配 毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、

分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少および基準価額の下落要因となります。

※分配金は税金を差し引いた後、原則として再投資されます。分配金を再投資せず、お客さまの指定口座に で入金するお取扱を希望される場合は、分配金出金(定期引出契約)をお申込み下さい。

課税関係課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※その他の事項については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧下さい。

手数料・費用等

*三菱UFJ銀行でお申込みの場合

■購入時に直接ご負担いただく費用

購入時手数料 2.268%(税抜2.1%)を購入金額*に乗じて得た額とします。

(投資信託説明書(交付目論見書)記載の上限手数料3.24% (税抜3%)から30%優遇)

*購入金額=購入価額(1口当たり)×購入口数

■換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額 ありません。

■保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 毎日のファンドの純資産総額に年率 1.5336%(税抜 1.42%)を乗じて得た額とします。

(信託報酬)

模率(上限年率 U.2%(代込)を乗りた額をその賃用の占計額とのなりと、実際の賃用に関わらずファンドからご負担いただきます。組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前

に料率、上限額等を記載することができません。

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

委託会社ならびにファンドの関係法人

委 託 会 社 マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社〔運用・設定等〕

受 託 会 社 三菱UFJ信託銀行株式会社〔信託財産の管理等〕

販 売 会 社 株式会社三菱UFJ銀行 他〔受益権の募集の取扱い等〕 ※目論見書は販売会社でお受け取りいただけます。

運用権限の委託先会社 エポック・インベストメント・パートナーズ・インク〔投資運用業等〕

- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象になりません。